

第 142 回高知県都市計画審議会

議 案 書

平成 30 年 6 月 7 日

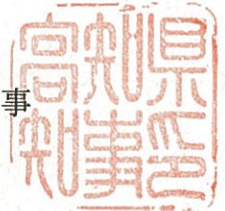


30 高 都 計 第 74 号

平成 30 年 5 月 8 日

高知県都市計画審議会会長 様

高 知 県 知 事



高知広域都市計画道路（3・4・32号朝倉駅針木線及び

3・3・2号下知伊野線）の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

高知広域都市計画道路の変更（新旧対照表）

（高知県決定）

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	(//) 3・4・32	(//) 朝倉駅針木線	(高知市 朝倉字坂本) 高知市 曙町二丁目	(高知市 朝倉字下針木) 高知市 針木東町	(//) 高知市 朝倉字荒巻	約 (2,770) 2,830 m	(//) 地表式	(//) 2車線	(//) 16 m	(//) 幹線街路と平面交差2箇所	
幹線街路	(//) 3. 3. 2	(//) 下知伊野線	(//) 高知市 知寄町一丁目	(伊野町 字羽の西側) 吾川郡いの町 字羽の西側	(//) 高知市 鴨部字日ノ本	約 (//) 13,900 m	(//)	(//) 4車線	(//) 25 m		
			(//) 高知市 北高見町	(//) 高知市 小石木町	(//) 高知市 筆山町	約 (//) 560 m	(//) 地下式		(//) 11 m×2		(//) 筆山トンネル
			(//) 高知市 知寄町一丁目	(伊野町 字羽の西側) 吾川郡いの町 字羽の西側	(//) 高知市 鴨部字日ノ本	約 (//) 13,340 m	(//) 地表式		(//) 12 m ～ 44 m	(//) 四国旅客鉄道株式会社土讃線と 立体交差1箇所 (//) とさでん交通株式会社棧橋線と 平面交差1箇所 (//) とさでん交通株式会社伊野線と 平面交差2箇所 (幹線街路と立体交差1箇所) 幹線街路と立体交差3箇所 (幹線街路と平面交差17箇所) 幹線街路と平面交差16箇所	

() 内は変更前

高知広域都市計画道路の変更（高知県決定）

都市計画道路中 3・4・32号朝倉駅針木線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・32	朝倉駅針木線	高知市 曙町二丁目	高知市 針木東町	高知市 朝倉字荒巻	約 2,830 m	地表式	2車線	16 m	幹線街路と平面交差2箇所	
幹線街路	3.3.2	下知伊野線	高知市 知寄町一丁目	吾川郡いの町 字羽の西側	高知市 鴨部字日ノ本	約 13,900 m		4車線	25 m		
			高知市 北高見町	高知市 小石木町	高知市 筆山町	約 560 m	地下式		11 m×2		筆山トンネル
			高知市 知寄町一丁目	吾川郡いの町 字羽の西側	高知市 鴨部字日ノ本	約 13,340 m	地表式		12 m ～ 44 m	四国旅客鉄道株式会社土讃線と 立体交差1箇所 とさでん交通株式会社棧橋線と 平面交差1箇所 とさでん交通株式会社伊野線と 平面交差2箇所 幹線街路と立体交差3箇所 幹線街路と平面交差16箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

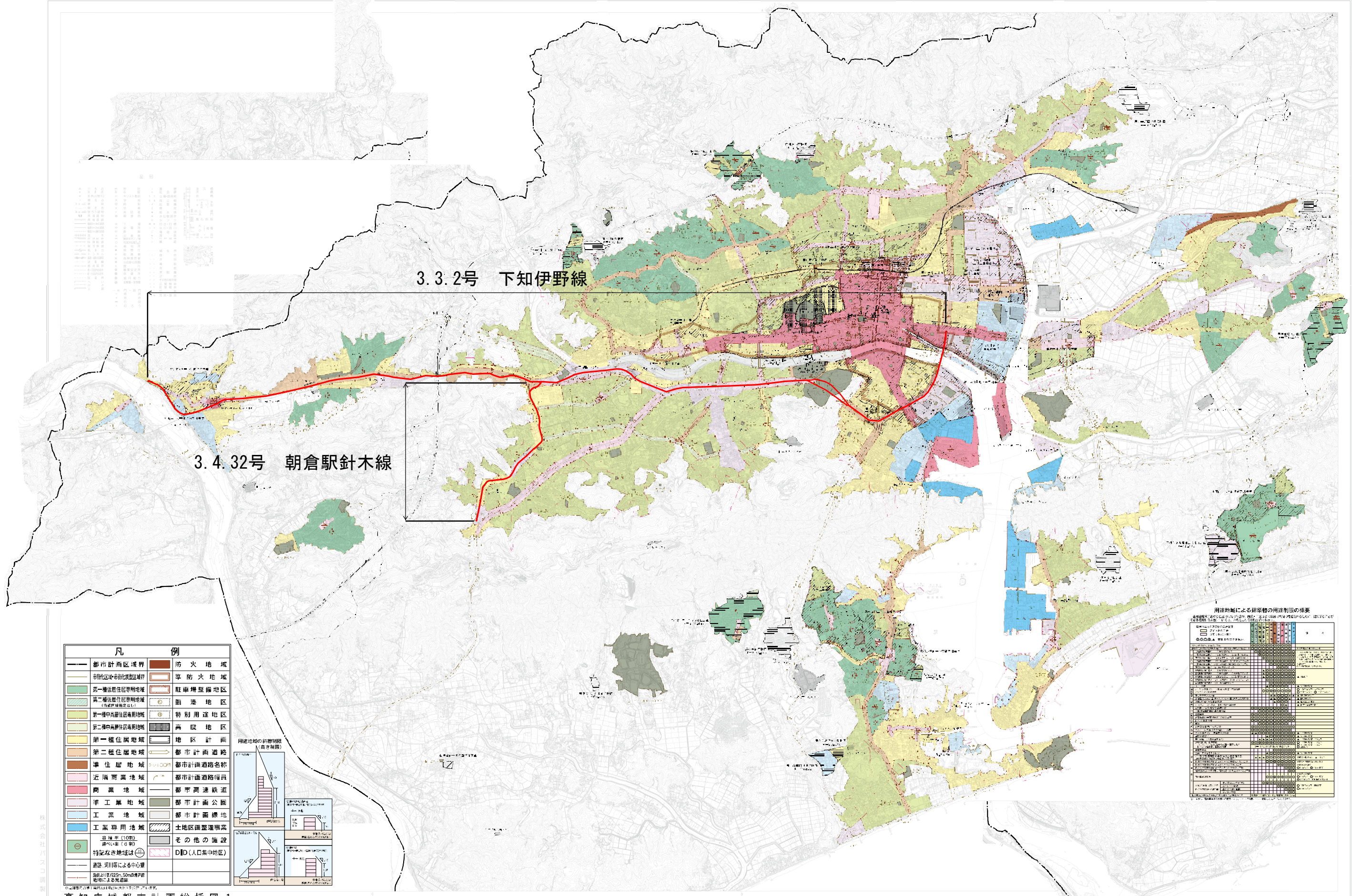
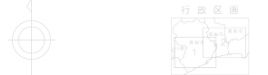
高知広域都市計画道路朝倉駅針木線は、同下知伊野線との交差点から国道56号に至る延長2,770mの幹線街路として昭和46年に都市計画決定した路線である。当該路線の起点部東側のJR朝倉駅前の交差点における交通量は、当初決定時は下知伊野線を通過するいの町方面への往来が主流であったが、平成9年以降の曙町波川線（高知西バイパス）の整備延伸に伴い、いの町方面の交通量は減少し、朝倉駅針木線を通る土佐市方面を下回るようになった。

これを踏まえて、当該路線と下知伊野線の交差点部を検討した結果、当該路線の起点部の位置を現在の交差点へ変更し、既存道路を有効活用した道路計画とすることで、交通流の変化に応じた安全性、利便性の向上が図られることなどから、今回、当該路線の見直しを行うものである。

また、下知伊野線については、上記交差点部の見直しによる道路区域の一部変更に伴う都市計画変更を行うものである。

高知広域都市計画総括図 1

高知広域都市計画 縮尺 1:20,000
(単位:メートル)



凡	例
都市計画区域境界	防火地域
市街化区域市街化調整区域	準防火地域
第一種低層住居専用地域	駐車場整備地区
第二種低層住居専用地域 (市街化調整区域)	製港地区
第一種中高層住居専用地域	特別用途地区
第二種中高層住居専用地域	高級地区
第一種住居地域	地区計画
第二種住居地域	都市計画道路
準住居地域	都市計画道路名称
近隣商業地域	都市計画道路幅員
商業地域	都市高速鉄道
準工業地域	都市計画公園
工業地域	都市計画緑地
工業専用地域	土地区画整理事業
遊歩帯(10m)	その他の施設
遊歩帯(5m)	DD(人口集中地区)
特記なき地域は	
道路、河川等による中心線	
道路幅員(50m)の境界線	

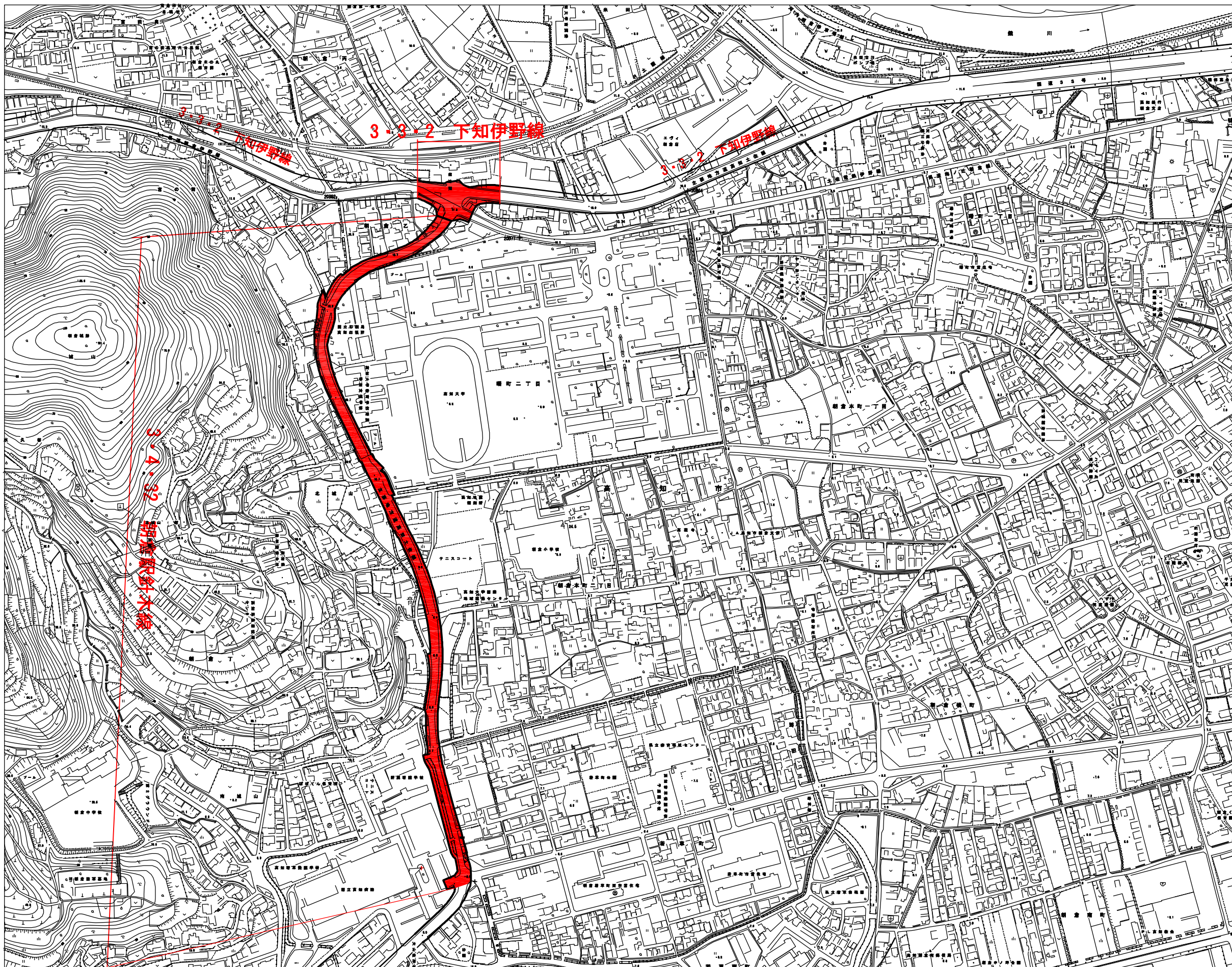
用途地域	建築物の種類	用途制限の様態
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域に適合する建築物	制限なし
	第一種中高層住居専用地域に適合する建築物	制限あり
第二種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域に適合する建築物	制限なし
	第一種中高層住居専用地域に適合する建築物	制限あり
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域に適合する建築物	制限なし
	第二種中高層住居専用地域に適合する建築物	制限あり
第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域に適合する建築物	制限なし
	第一種中高層住居専用地域に適合する建築物	制限あり
第一種住居地域	第一種住居地域に適合する建築物	制限なし
	第二種住居地域に適合する建築物	制限あり
第二種住居地域	第二種住居地域に適合する建築物	制限なし
	準住居地域に適合する建築物	制限あり
準住居地域	準住居地域に適合する建築物	制限なし
	近隣商業地域に適合する建築物	制限あり
近隣商業地域	近隣商業地域に適合する建築物	制限なし
	商業地域に適合する建築物	制限あり
商業地域	商業地域に適合する建築物	制限なし
	準工業地域に適合する建築物	制限あり
準工業地域	準工業地域に適合する建築物	制限なし
	工業地域に適合する建築物	制限あり
工業地域	工業地域に適合する建築物	制限なし
	工業専用地域に適合する建築物	制限あり
工業専用地域	工業専用地域に適合する建築物	制限なし
	第一種低層住居専用地域に適合する建築物	制限あり

高知広域都市計画総括図 1

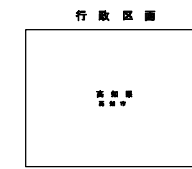
1:20,000

※この図面は、都市計画部で定められた基準により、平成29年3月現在のものです。
※この図面は、お住まいの区域を参照していただき、都市計画部へお問い合わせください。その他の詳細は、
計画法(17-5)を参照してください。詳細については、都市計画部(097-821-1111)までお問い合わせください。

この図面は、都市計画部で定められた基準により、平成29年3月現在のものです。
この図面は、お住まいの区域を参照していただき、都市計画部へお問い合わせください。その他の詳細は、
計画法(17-5)を参照してください。詳細については、都市計画部(097-821-1111)までお問い合わせください。



04D001	04D002	04E001
04D003	04D004	04E002
04D005	04D006	04E003



凡例

都市計画道路 3.4.32 朝倉駅針木線

都市計画道路 3.3.2 下知伊野線

この図は、国土交通省の「国土利用計画法」に基づき、国土利用計画の作成に利用して得られたものである。

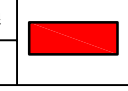
(図例番号) 平24 図例 第37号

04HD994

凡例

都市計画道路 3.4.32 朝倉駅針木線

都市計画道路 3.3.2 下知伊野線

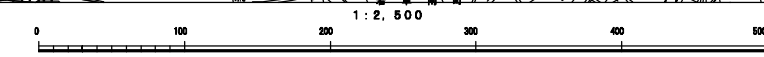


図例 平成24年 1月

図例 平成24年 2月 04HD994

図例 国土交通省「国土利用計画法」

国土利用計画の作成に利用して得られたものである。



この図は、国土交通省の「国土利用計画法」に基づき、国土利用計画の作成に利用して得られたものである。

(図例番号) 平24 図例 第37号

